

## 令和4年度第1回伊勢原市情報公開審査会会議録

【事務局】 総務部文書法制課

【日 時】 令和4年11月4日（金）午後4時から

【場 所】 3C会議室

【出席者】 吉川会長、林委員、杉山委員、飯島委員（堀越委員は欠席）

【事務局】 総務部長、文書法制課 三河参事、足立係長、古尾谷専門員

【公開可否】 公開

【傍聴者】 なし

### 【議事の経過】

- 1 開会
- 2 議題  
諮問案件
  - (1) 伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う  
伊勢原市情報公開条例等の一部改正について
- 3 その他
- 4 閉会

(事務局)

ただいまから、伊勢原市情報公開審査会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただき、感謝申し上げます。

本日の会議は、伊勢原市審議会等の公開に関する要綱第2条第1項の規定に基づき公開で行い、後ほど会議録も公開いたします。

本日は、傍聴者はありません。

それでは、これよりご審議をいただきたいと存じます。

審議の議事進行は、伊勢原市情報公開審査会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただくこととなります。

それでは、吉川会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

皆様、こんにちは。

まず、議題に入る前に審査会の開催に関しまして、伊勢原市情報公開審査会規則第5条第2項に「審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定されています。

本日、堀越委員が所用により欠席となっておりますが、委員5人中4人が出席しており、過半数の要件を満たすことから、審査会を開催いたします。

それでは、議題に入ります。

議題の1件目は、「伊勢原市情報公開条例等の一部改正について」でございます。

それでは、実施機関の文書法制課より諮問内容の詳細について、説明をお願いいたします。

(文書法制課)

それでは説明いたします。

#### 一文書法制課から説明一

(議長)

実施機関の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

まず、1番目の行政文書の定義ですが、基本的には法の趣旨に従うという説明でしたが、この点に関してご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

以前まではなぜ含まれなかったのか、理由はありますか。

(文書法制課)

あくまでも一時的に作成した電磁的記録は会議録や報告書作成のための一時的に運用している情報という位置づけであり、最終的にできあがる会議録や報告書を行政文書として取り扱うべきであり、あくまでも一時的なものであって、その用が終われば廃棄してしまうものという位置づけでした。

記録媒体も以前に比べると紙だけでなくいろいろな媒体の記録を請求の対象にすべきではないかという意見もあったため、今回その対象として含めるという判断をしたものです。

(委員)

メモの類ですね。これが行政文書かどうかというのが結構争いがあっただろうと。確かに、場合によっては開示の対象になるような事例もあったかと。

その点から言いますと、改正後はそれが除外から除外されたという。会議進行などのためにあえて残していたメモも行政文書に含むという形になるということだろうと思いますが、そういう理解で間違いありませんね。

(文書法制課)

はい。

(委員)

そういう意味では、情報公開の枠が広がる、そういう改正になるんだろうと思います。

これも、個人情報の法律との整合性を取るためということでしたので、特に伊勢原市としてこれを残すという市独自の特別な理由があれば残すことも不可能ではないと思いますが、法律に準じて大きな問題はないのかと思いました。

地方自治体にはそれぞれの事情に応じたそれぞれの対応ということが法律の範囲内で行えるという事にはなっていますから、法律と必ずしも全面的に一緒でなくてもいいんですが、特別そうする必要がないのであれば、同じでもいいのかなということですよ。

(委員)

そうすると、保有している情報の行政文書の量が増えるということに思いますし、一時的という基準がどこまでかということ、どこまでを保管の対象とするかが大変悩ましいと思う。内部で運用基準を作ったりするのでしょうか。

(文書法制課)

今までは、基本的には最終的な成果物が出来上がった時点で廃棄するという基準を基に行っていましたが、今後、基準を作成する事も考えています。

具体的にどこまで書けるかという問題もありますので、まだ明確に基準を設けるところまでは決定しておりませんが、今後検討してまいりたいと思います。

(委員)

保管期限の問題はないのですか。

(文書法制課)

明確に基準で定めたものはございません。

(委員)

何年というものはない。そうですか。

(委員)

以前、制度がスタートした直後くらいに、議会の関係などで議員に提出する資料ですぐ作らなければいけない、手書きで書いたようなメモまでみんな公文書と言われて気を付けたんですが、まさしくこれが文書の作成中の補助に用いるために一時的に作成したものを部長さんあたりに出して「どうですか」などと口頭で伺うことが結構あったんですが、そういうものも対象になるのかと思うので、議会をやる時には運用の範疇で考えなければならないかと。

基本的に正式に市議会の議員に、市民の代表にお話するもの手書きメモは公文書そのものという感じがしますけど。

(文書法制課)

そうですね。会議録等も議会においてすら基本的には全部オープンになっていますが、最終的に残す前に修正を加える場合もありますので、その辺の手続をどの時点で誰が行うのかといったところも整理していかなければならないのかを考えていかなければならない問題だと思います。

(委員)

議員さんにその場で言われて付帯決議を付ければ許可する、議案を通すなどと言われてやる時に付帯決議っていうものは、その場で課長や係長あたりに戻して書くという場面があるんですね。そういうものは公文書そのものだと思うんです。それを議員に見せてOKだったら付帯決議付きで議案を通すと言われ

るんです。

当時は少し厳しかったですが。参考に今後検討してください。

(議長)

では、2番目の非公開情報の定義です。

法令で秘密とされている事項を非公開とするという従来の方針から、それを撤廃するという事です。ただ、改正後は、法令秘情報の該当性をもってのみ非公開情報と単純に判断しないということのみ理解できますので、内容によっては本当にプライバシーなどによって非公開にふさわしいということを検討したうえで公開非公開の決定をするという運用方針に変わってくるという理解でよろしいでしょうか。

(文書法制課)

はい。

(委員)

従来はどのようなものが想定されていたのですか。

(文書法制課)

手引きに挙げられていたのは、手続の公開が禁止されている調停等に関する情報や地方税法等の特別法により守秘義務が課せられている情報などがありました。

(委員)

地方税法はよくいろいろな所で「地方税法上の非公開」が出てきていましたけれど。それが、そうじゃなくなるということですか。

(文書法制課)

具体的な理由を一つ一つ明確に他の非公開理由と照らし合わせて判断することになります。

法令秘情報だからとひとくくりにしないで、具体的に例えば「地方税法の何条の規定により」や「統計法の何条の規定により」非公開のように具体的に記載することになります。

(委員)

公開請求している側からすると分かりやすくなりますかね。ただ単に「法令秘

情報に該当する」と言われるよりは少しは納得がいきやすくなるかもしれない。

(文書法制課)

市としては、情報公開条例の関係はそのまま、個人情報保護法施行条例の方を情報公開条例と同じように位置づけようと考えてはいたのですが、結果的に国の個人情報保護委員会に確認をしたところ、許容されないという結論が出たので、情報公開条例の方を合わせることになりました。

(委員)

法令秘に該当しているというのは非常に簡単ですけど、その一文で終わってしまう。その辺をもう少し説明しようという趣旨なのかもしれませんね。

(委員)

従前も「法令秘情報に該当」という一文の書き方ではなく、具体的な条文を挙げてという事はなかったのですか。実務上はたぶん書いていたのではないかと推測します。そうすると現状と事務負担は変わらずに条文を記載して、何か限界事例的なものが出てくると実質的な判断が必要になって負担が大きくなるのかと思います。

(議長)

では、3番目の諾否決定期限の問題です。

これは、初日の起算があるないということを説明されていましたが、もう一度確認させていただけますか。

(文書法制課)

現行条例では、起算日を明確にして請求者の方に混乱を生じさせないため、開示請求をした日から起算して何日を位置づけていましたが、法の定めは開示請求日から何日となっており「起算して」という言葉は入っていません。この書き方からすると民法の規定により初日は不算入となり、今までよりも1日長くなってしまいます。

もう一つはそもそも原則的な決定日が今まで請求日から起算して15日だったものが法により30日になり、延長を含めた全体の長さとしては60日が61日になるだけですので、それほど大きな影響は及ぼさないと認識しております。また、運用に当たっては、なるべく請求者の方に決定までの期間が延びた印象を与えないように、今まで通り15日以内には収めるように努力してまいりたいと考えています。

(委員)

これは、何か法律上の要求があっただけというよりは、法律と同じ方が適当ではないかということでこうされるということですね。

(文書法制課)

はい、そうです。

個人情報保護に関する運用が、法に従って行わなければならないということになりますので、それと記述を合わせたことになります。

(委員)

実際に今まで出てきた請求の中で膨大で2週間たっぴりかかってしまうようなケースがあったことから延長されたのかと思っていたのですが、そういう訳ではないようですね。法律の関係ですね。

(文書法制課)

そうですね。法律の方は国の機関も対象となっているので膨大な請求も多々あると推測しますが、実際に当市におきましては、15日を超えるものについては本当に膨大なものとなりますので、15日でも30日でもあまり差はないのが実態です。

(委員)

何か行政サービスとして、国などは慎重に確認してたのかという感じがしてしまうんですけど、市などはもっと迅速に処理していると思うんですけど。

(文書法制課)

はい。

(議長)

30日あった方がある程度慎重に検討できるという事にはなるのでしょうかね。最初の回答をするのに倍の期間があるので。

方針として、できるだけ早目というのは、立派な方針だと思いますが、慎重に検討する時間が与えられるということだと思います。

トータル60日から61日という事で全体的に大きな違いは生じない改正案ということのようです。

(議長)

続きまして、情報公開審査会規則の一部改正についてで、委員の任期を3年に変更するという事です。

(文書法制課)

規則の施行日が来年の4月1日になりますので、次期の委員の任期は2年で、その次の委員から3年に改正されます。

(委員)

現在の審査会の開催状況からすると、妥当だと思います。

(議長)

他に全体を通して何かご意見、ご質問等ございますか。

(委員)

条例の一部改正の中で「かんがみ」を「鑑み」に改正していますが、昔の形に戻っている感じがするのですが。国は「鑑み」で漢字を使っていますが、県はどうですか？ひらがなだと思いますが。

何で県がそうしたかという、当時、地方分権一括法などをやっている時に不適切用語の見直しがあり、その時に政策的に考えてこの表現では市民県民が不快な印象を受けるようなものを一斉に見直した時期があり、その時に「鑑み」という言葉は、普通の言葉では「何々を踏まえて」という言い方をするのですが、どうしても「かんがみ」という言葉を使う場合にはひらがなでやると記憶があります。

だから、これは市の方で漢字をひらがなに間違えていたという事ではないのかもしれないという感じもしているのですが。ちょっと調べておいてください。

(文書法制課)

かしこまりました。

(委員)

私も「すべて」が「全て」に漢字になっていますけど、若いころに、漢字を使うな、ひらがな表記にしろと明確な指導を受けた訳ではありませんが、できるだけひらがな表記にと、論文ですが、そういうイメージがあるので、先祖返りではないですが、昔に戻るような雰囲気は受けました。



(委員)

今回、ここを改正した理由はありますか。

(文書法制課)

法律に合わせて標記を統一しようという趣旨です。

(委員)

そういう趣旨だろうとは思っていました。

昔は硬くなるというか、漢語的なものはひらがなにとというのが多かった。

ワープロになってからみんな難しい漢字も使うようになってきたし、読める人も多いのだと思います。

(委員)

今回の個人的な印象ですが、この改正の内容を全体的に見ると、ここ5年10年の間の国の個人情報保護や情報公開に関して、ちょっと伏せてきたものの見直しという印象がありました。市や県の方は結構運用でしっかり考えられてきていたと思う。それを今になってこうやって変えるというのもと。

これは、感想です。

(議長)

では、それぞれの改正についての許諾と申しますか、ご意見をお伺いします。1番目の行政文書の定義についていかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

2番目の非公開情報の定義についていかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

3番目の諾否決定期限の延長についていかがでしょうか。

(委員)  
異議なし

(議長)  
委員の任期についてはいかがでしょうか。

(委員)  
異議なし

(議長)  
いずれにつきましても、ご了解いただいたという事で、可決をしていただいたということにさせていただきたいと思います。  
今後でございますが、答申を作成することになりますが、答申案の作成については、お任せいただければ、本日の審議を踏まえ、私と事務局で作成させていただくこととしたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)  
お願いします。

(議長)  
では、以上をもちまして、本審査会は終了とさせていただきます。  
本日は、ありがとうございました。